

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R3.10)							新条文(R4.10)								
編	章	節	条	項	以下	編集節条 (項目見出し)	編	章	節	条	項	以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
1	1	1	27	1	1	1.安全指針等の遵守	1	1	1	26	1	1	1.安全指針等の遵守	受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省 大臣官房技術調査課長、国土交通省 総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、「港湾工事安全施工指針(社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」及び「作業船団安全運行指針(社)日本海上起重技術協会」、JIS A 8972(斜面・法面工事用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	諸基準類の改定に伴う変更
1	1	1	31	6	3		1	1	1	30	6	14		受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和3年2月改正経済産業省・国土交通省・環境省 令第1号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省 建機発第249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改定平成28年8月30日付国総環第6号)」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。))を使用しなければならない。	諸法令の改定に伴う修正
1	1	1	31	9	1	9.特定調達品目	1	1	1	30	9	1	9.特定調達品目	受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和3年9月改正法律第66号)「グリーン購入法」という。))第2条に規定する環境物品等をいう。))の使用を積極的に推進するものとする。	諸法令の改定に伴う修正
1	1	1	33	5	1	5.交通安全法令の遵守	1	1	1	32	5	1	5.交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和2年3月改正内閣府・国土交通省 令第1号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省 道路局通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省 道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省 道路局国道第一課通知昭和47年2月))に基づき、安全対策を講じなければならない。	諸法令の改定に伴う修正
1	1	1	33	14	1	14.通行許可	1	1	1	34	14	1	14.通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(平成31年「3月改正政令第41号」第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和2年2月改正政令第181号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは道路交通法(令和2年6月改正法律第52号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	諸法令の改定に伴う修正
1	1	1	35	1	4	(2)建設業法(令和元年6月改正 法律第37号)	1	1	1	34	1	5	(2)建設業法(令和3年5月改正 法律第48号)		諸法令の改定に伴う修正
1	1	1	35	1	10	(8)雇用保険法(令和2年6月改正 法律第54号)	1	1	1	34	1	11	(8)雇用保険法(令和3年6月改正 法律第58号)		諸法令の改定に伴う修正
1	1	1	35	1	12	(10)健康保険法(令和2年6月改正 法律第52号)	1	1	1	34	1	13	(10)健康保険法(令和3年6月改正 法律第66号)		諸法令の改定に伴う修正
1	1	1	35	1	15	(13)出入国管理及び難民認定法(令和元年12月改正 法律第63号)	1	1	1	34	1	16	(13)出入国管理及び難民認定法(令和3年6月改正 法律第69号)		諸法令の改定に伴う修正
1	1	1	35	1	16	(14)道路法(令和2年6月改正 法律第49号)	1	1	1	34	1	17	(14)道路法(令和3年3月改正 法律第9号)		諸法令の改定に伴う修正
1	1	1	35	1	19	(17)道路運送車両法(令和2年3月改正 法律第5号)	1	1	1	34	1	20	(17)道路運送車両法(令和3年5月改正 法律第37号)		諸法令の改定に伴う修正
1	1	1	35	1	22	(20)河川法(平成29年6月改正 法律第45号)	1	1	1	34	1	23	(20)河川法(令和3年5月改正 法律第31号)		諸法令の改定に伴う修正
1	1	1	35	1	25	(23)港則法(平成29年6月改正 法律第55号)	1	1	1	34	1	26	(23)港則法(令和3年6月改正 法律第53号)		諸法令の改定に伴う修正
1	1	1	35	1	27	(25)下水道法(平成27年5月改正 法律第22号)	1	1	1	34	1	28	(25)下水道法(令和3年5月改正 法律第31号)		諸法令の改定に伴う修正
1	1	1	35	1	28	(26)航空法(令和2年6月改正 法律第61号)	1	1	1	34	1	29	(26)航空法(令和3年6月改正 法律第65号)		諸法令の改定に伴う修正
1	1	1	35	1	32	(30)環境基本法(平成30年6月改正 法律第50号)	1	1	1	34	1	33	(30)環境基本法(令和3年5月改正 法律第36号)		諸法令の改定に伴う修正
1	1	1	35	1	40	(38)文化財保護法(令和2年6月改正 法律第41号)	1	1	1	34	1	41	(38)文化財保護法(令和3年4月改正 法律第22号)		諸法令の改定に伴う修正
1	1	1	35	1	43	(41)消防法(平成30年6月改正 法律第67号)	1	1	1	34	1	44	(41)消防法(令和3年5月改正 法律第36号)		諸法令の改定に伴う修正
1	1	1	35	1	45	(43)建築基準法(令和2年6月改正 法律第43号)	1	1	1	34	1	46	(43)建築基準法(令和3年5月改正 法律第44号)		諸法令の改定に伴う修正
1	1	1	35	1	47	(45)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成26年6月改正 法律第55号)	1	1	1	34	1	48	(45)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(令和3年5月改正 法律第37号)		諸法令の改定に伴う修正
1	1	1	35	1	50	(48)海上交通安全法(平成28年5月改正 法律第42号)	1	1	1	34	1	51	(48)海上交通安全法(令和3年6月改正 法律第53号)		諸法令の改定に伴う修正
1	1	1	35	1	52	(50)海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(令和元年5月改正 法律第18号)	1	1	1	34	1	53	(50)海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(令和3年5月改正 法律第43号)		諸法令の改定に伴う修正
1	1	1	35	1	53	(51)船員法(平成30年6月改正 法律第41号)	1	1	1	34	1	54	(51)船員法(令和3年6月改正 法律第75号)		諸法令の改定に伴う修正
1	1	1	35	1	55	(53)船舶安全法(平成29年5月改正 法律第41号)	1	1	1	34	1	56	(53)船舶安全法(令和3年5月改正 法律第43号)		諸法令の改定に伴う修正
1	1	1	35	1	57	(55)自然公園法(令和元年6月改正 法律第37号)	1	1	1	34	1	58	(55)自然公園法(令和3年5月改正 法律第29号)		諸法令の改定に伴う修正
1	1	1	35	1	58	(56)公共工事の入札及び契約の適正化の促進等に関する法律(令和元年6月改正 法律第37号)	1	1	1	34	1	59	(56)公共工事の入札及び契約の適正化の促進等に関する法律(令和3年5月改正 法律第37号)		諸法令の改定に伴う修正
1	1	1	35	1	59	(57)国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成27年9月改正 法律第66号)	1	1	1	34	1	60	(57)国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和3年5月改正 法律第36号)		諸法令の改定に伴う修正
1	1	1	35	1	62	(60)漁業法(令和元年5月改正 法律第1号)	1	1	1	34	1	63	(60)漁業法(令和3年5月改正 法律第47号)		諸法令の改定に伴う修正

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R3.10)										新条文(R4.10)													
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文				編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文				改定理由	
1	1	1	35	1	65	(63)	厚生年金保険法(令和2年6月改正 法律第40号)				1	1	1	34	1	66	(63)	厚生年金保険法(令和3年6月改正 法律第66号)				諸法令の改定に伴う修正	
1	1	1	35	1	66	(64)	路標識法(平成28年5月改正 法律第42号)				1	1	1	34	1	67	(64)	路標識法(令和3年6月改正 法律第53号)				諸法令の改定に伴う修正	
1	1	1	35	1	70	(68)	所得税法(令和2年3月改正 法律第8号)				1	1	1	34	1	71	(68)	所得税法(令和3年5月改正 法律第37号)				諸法令の改定に伴う修正	
1	1	1	35	1	72	(70)	船員保険法(令和2年6月改正 法律第52号)				1	1	1	34	1	73	(70)	船員保険法(令和3年6月改正 法律第66号)				諸法令の改定に伴う修正	
1	1	1	35	1	73	(71)	著作権法(令和2年6月改正 法律第48号)				1	1	1	34	1	74	(71)	著作権法(令和3年6月改正 法律第52号)				諸法令の改定に伴う修正	
1	1	1	35	1	74	(72)	電波法(令和2年4月改正 法律第23号)				1	1	1	34	1	75	(72)	電波法(令和3年3月改正 法律第19号)				諸法令の改定に伴う修正	
1	1	1	35	1	74	(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律(令和2年3月改正 法律第14号)				1	1	1	34	1	77	(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律(令和3年6月改正 法律第58号)				諸法令の改定に伴う修正	
1	1	1	35	1	82	(80)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(令和元年6月改正 法律第37号)				1	1	1	34	1	83	(80)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(令和3年5月改正 法律第37号)				諸法令の改定に伴う修正	
1	1	1	40	3	1	3.著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(平成30年7月改正法律第72号第2条第1項第1号)に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	1	1	1	39	3	1	3.著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(令和3年6月改正法律第52号第2条第1項第1号)に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	1	1	1	39	3	1	3.著作権法に規定される著作物	表現の適正化
								1	1	1	40	5	4		また、工事完成時、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督職員に提示しなければならない。							条文の追加	
								1	1	1	40	6	1	6.法定外の労災保険の付保	受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。							条文の追加	
1	2	4	1	15	2		表-1-2-3 伐開除根作業	1	2	4	1	15	2		表-1-2-3 伐開除根作業							道路土工盛土工指針5-2基礎地盤の処理との整合	
1	3	5	4	3	3	(2)	受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2(練混ぜ性能試験方法)及び土木学会基準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	1	3	5	4	3	3	(2)	受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2(コンクリートミキサー第2部:練混ぜ性能試験方法)及び土木学会基準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。							JIS名称変更に伴う修正	
								1	3	6	5	4	1	4.狭隘・過密鉄筋箇所における締固め	狭隘・過密鉄筋箇所における締固めを確実に実施するため、その鉄筋径・ピッチを踏まえたパイプブレータを用いるおとし、その締固め方法(使用器具や施工方法)を施工前に施工計画書に記載しなければならない。							条文の追加	
2	2	8	3	0	2		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和2年4月改正政令第148号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	2	2	8	3	0	2		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和2年12月改正政令第34号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。							表現の適正化	
2	2	12	1	0	6		JIS K 6744(ポリ塩化ビニル被覆金属板)	2	2	12	1	0	6		JIS K 6744(ポリ塩化ビニル被覆金属板及び金属帯)							JIS名称変更に伴う修正	
2	2	13	2	0	10		JIS C 8430(硬質塩化ビニル電線管)	2	2	13	2	0	10		JIS C 8430(硬質ポリ塩化ビニル電線管)							JIS名称変更に伴う修正	
3	2	2	0	0	17		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説(平成28年12月)	3	2	2	0	0	18		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧(令和3年3月)							諸基準類の改定に伴う変更	
3	2	2	0	0	28		日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧(平成24年4月)	3	2	2	0	0	29		日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧(令和3年10月)							諸基準類の改定に伴う変更	
3	2	2	0	0	35		建設業労働災害防止協会 すい道等建設工事における換気技術指針(換気技術の設計及び粉じん等の測定)(平成24年3月)	3	2	2	0	0	35		建設業労働災害防止協会 すい道等建設工事における換気技術指針(換気技術の設計及び粉じん等の測定)(令和3年4月)							諸基準類の改定に伴う変更	
3	2	3	2	4	20	(7)	鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合(支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む)において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない	3	2	3	2	4	20	(7)	以下に示すような場所で環境条件が特に厳しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする。							諸基準類の改定に伴う変更	
3	2	3	2	4	22		① 海岸に近接し、潮風が強く当たる場所	3	2	3	2	4	22		① 凍結防止材を散布する区間							諸基準類の改定に伴う変更	
3	2	3	2	4	23		② 雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所	3	2	3	2	4	23		② 交通量が非常に多い区間							諸基準類の改定に伴う変更	
3	2	3	2	4	24		③ 路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合	3	2	3	2	4	24		③ 海岸に近接する区間(飛沫の当たる場所、潮風が強く当たる場所など)							諸基準類の改定に伴う変更	
								3	2	3	2	4	25		④ 温泉地帯など							諸基準類の改定に伴う変更	
								3	2	3	2	4	26		⑤ 雨水や凍結防止剤を含んだ水が長期間滞留または接触する場所							諸基準類の改定に伴う変更	
3	2	3	2	5	6	(2)	受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、バドル、支柱の場合JIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種(HDZ55)の550g/㎡(片面の付着量)以上とし、その他の部材(ケーブルは除く)の場合は同じく2種(HDZ35)の350g/㎡(片面の付着量)以上としなければならない。	3	2	3	2	5	6	(2)	受注者は、めっき亜鉛の付着量をビーム、パイプ、ブラケット、バドル、支柱の場合JIS H 8641(溶融亜鉛めっき)(HDZT77)の77μm(膜厚)以上とし、その他の部材(ケーブルは除く)の場合は同じく(HDZT49の49μm膜厚)以上としなければならない。							諸基準類の改定に伴う変更	
3	2	3	2	5	9	(3)	ガードレール用ビームの板厚が3.2mm未満となる場合については、上記の規定にかかわらず本条4項の規定によるものとする。また、受注者は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜鉛めっきが可能な形状と判断できる場合は、(2)のその他の部材の場合によらなければならない。	3	2	3	2	5	9	(3)	ガードレール用ビームの板厚が3.2mm未満となる場合については、上記の規定にかかわらず本条4項の規定によるものとする。また、受注者は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜鉛めっきが可能な形状と判断できる場合は、(2)のその他の部材の場合によらなければならない。							諸基準類の改定に伴う変更	
3	2	3	2	6	4	①	受注者は、形状が丸型で直径70mm以上100mm以下の反射体を用いなければならない。また、受注者は、反射体裏面を蓋などで密閉し、水、ごみなどの入らない構造としなければならない。	3	2	3	2	6	4	①	受注者は、形状が丸型で直径70mm以上100mm以下の反射体を用いなければならない。また、受注者は、反射体裏面を蓋などで密閉し、水、ごみなどの入らない構造としなければならない。							諸基準類の改定に伴う変更	
3	2	3	2	6	2	⑤	受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量がJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)(HDZ35)の350g/㎡(片面の付着量)以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。	3	2	3	2	6	2	⑤	受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量がJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)(HDZT49)の49μm(膜厚)以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。							諸基準類の改定に伴う変更	

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (R3.10)										新条文 (R4.10)										
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改定理由				
3	2	3	6	15	2	15.溶融亜鉛めっきの基準	受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) の (HDZ55) 550g/㎡ (片面の付着量) 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種 (HDZ45) 450g/㎡以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については (HDZ35) 350g/㎡ (片面の付着量) 以上としなければならない。	3	2	3	6	15	2	15.溶融亜鉛めっきの基準	受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) の (HDZ77) の77μm (膜厚) 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種 (HDZ763) 63μm以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については (HDZ749) 49μm (膜厚) 以上としなければならない。	諸基準類の改定に伴う変更				
3	2	3	7	3	1	3.溶融亜鉛めっき地肌の基準	塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきを JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) (HDZ35) の350 g/㎡ (片面付着量) 以上となるよう施工しなければならない。	3	2	3	7	3	1	3.溶融亜鉛めっき地肌の基準	塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきを JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) (HDZ749) の49 μm (膜厚) 以上となるよう施工しなければならない。	諸基準類の改定に伴う変更				
3	2	3	15	1	1	1.円筒型枠の施工	受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置を設置しなければならない。	3	2	3	15	1	1	1.円筒型枠の施工	受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置について、その内容を施工計画書に記載し、設置しなければならない。	諸基準類の改定に伴う変更				
3	2	3	25	3	1	3.橋歴板記載事項	受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の製作年月を記入しなければならない。	3	2	3	25	3	1	3.橋歴板記載事項	受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の完了年月を記入しなければならない。	諸基準類の改定に伴う変更				
3	2	4	4	13	2	(1)	受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) の規格によらなければならない。	3	2	4	4	13	2	(1)	受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201 (既製コンクリートくいの施工標準) の規格によらなければならない。	諸基準類の改定に伴う変更				
3	2	4	4	13	4	(2)	受注者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) の規定による。	3	2	4	4	13	4	(2)	受注者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201 (既製コンクリートくいの施工標準) の規定による。	諸基準類の改定に伴う変更				
3	2	4	4	13	6	(3)	受注者は、杭の継手はJIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) の規定による。	3	2	4	4	13	6	(3)	受注者は、杭の継手はJIS A 7201 (既製コンクリートくいの施工標準) の規定による。	諸基準類の改定に伴う変更				
3	2	4	4	14	1	14.杭支持層の確認・記録	受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) 7施工7.4くいの施工で、7.4.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備および保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。 また、コンクリート打設方式の場合においては、受注者は、根固めを造成する生コンクリートを打込むにあたり、孔底沈殿物 (スライム) を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めしなければならない。	3	2	4	4	14	1	14.杭支持層の確認・記録	受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201 (既製コンクリートくいの施工標準) 7施工7.4くいの施工で、7.4.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備および保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。 また、コンクリート打設方式の場合においては、受注者は、根固めを造成する生コンクリートを打込むにあたり、孔底沈殿物 (スライム) を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めしなければならない。	諸基準類の改定に伴う変更				
3	2	6	6	4	1	4.橋面防水工の施工	受注者は、橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工」 (日本道路協会、平成19年3月) の規定及び第3編2－6－7アスファルト舗装工の規定による。 これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	3	2	6	6	4	1	4.橋面防水工の施工	受注者は、橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工」 (日本道路協会、平成19年3月) の規定及び第3編2－6－7アスファルト舗装工の規定によることとする。床板面の前処理を適切に実施するとともに、防水層の敷設、塗布等についてはがれや塗りむらなどが生じないよう適切に管理しなければならない。 これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う変更				
3	2	7	5	4	9	①	受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) の規定による。	3	2	7	5	4	9	①	受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201 (既製コンクリートくいの施工標準) の規定による。	諸基準類の改定に伴う変更				
3	2	7	5	4	10	②	受注者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) の規定による。	3	2	7	5	4	10	②	受注者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201 (既製コンクリートくいの施工標準) の規定による。	諸基準類の改定に伴う変更				
3	2	7	5	4	11	③	受注者は、杭の継手は JIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) の規定による。	3	2	7	5	4	11	③	受注者は、杭の継手は JIS A 7201 (既製コンクリートくいの施工標準) の規定による。	諸基準類の改定に伴う変更				
3	2	10	16	9	1	9.集じん装置の設置	受注者は、集じん装置の設置にあたり、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、吸入性粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。	3	2	10	16	9	1	9.集じん装置の設置	受注者は、集じん装置の設置にあたり、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、レスピラブル (吸入性) 粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。	諸基準類の改定に伴う変更				
3	2	10	16	10	1	10.換気等の効果確認	受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気中の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度 (吸入性粉じん濃度) 目標レベルは2mg/m ³ 以下とし、掘削断面積が小さいため、2mg/m ³ を達成するのに必要な大きさ (口径) の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、2mg/m ³ に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。 粉じん濃度等の測定結果は関係労働者の閲覧できる措置を講じなければならない。	3	2	10	16	10	1	10.換気等の効果確認	受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気中の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度 (吸入性粉じん濃度) 目標レベルは2mg/m ³ 以下とし、掘削断面積が小さいため、2mg/m ³ を達成するのに必要な大きさ (口径) の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、2mg/m ³ に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。 粉じん濃度等の測定結果は関係労働者の閲覧できる措置を講じなければならない。	諸基準類の改定に伴う変更				

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (R3.10)										新条文 (R4.10)												
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文				編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文				改定理由
3	2	12	7	1	8	②	受注者は、めっき亜鉛の付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2 種の（HDZ55）の 550 g /㎡ /（片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は、同じく 2 種（HDZ35）の 350 g /㎡（片面の付着量）以上としなければならない。				3	2	12	7	1	8	②	受注者は、めっき亜鉛の付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2 種の（HDZ777）の77μm（膜厚）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は、同じく 2 種（HDZT49）の49μm（膜厚）以上としなければならない。				諸基準類の改定に伴う変更
6	3	2	0	2	6		国土交通省 河川砂防技術基準（令和元年7月）				6	3	2	0	2	6		国土交通省 河川砂防技術基準（令和4年6月）				諸基準類の改定に伴う変更
6	3	2	0	2	8		国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和2年3月）				6	3	2	0	2	8		国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（平成4年3月）				諸基準類の改定に伴う変更
6	3	2	0	2	9		国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（令和元年10月）				6	3	2	0	2	9		国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（平成3年3月）				諸基準類の改定に伴う変更
6	3	2	0	2	10		国土交通省 機械工事塗装要領（案）・同解説（平成22年4月）				6	3	2	0	2	10		国土交通省 機械工事塗装要領（案）・同解説（令和3年2月）				諸基準類の改定に伴う変更
6	5	1	0	5	1	5.適用規定(3)	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは機械工事共通仕様書（案）（国土交通省、令和2年3月）の規定による。				6	5	1	0	5	1	5.適用規定(3)	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは機械工事共通仕様書（案）（国土交通省、令和4年3月）の規定による。				諸基準類の改定に伴う変更
6	8	7	2	3	1	3.クラック防止シート	受注者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。				6	8	7	2	3	1	3.クラック防止シート	受注者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に使用材料に関して監督員の承諾を得なければならない。				諸基準類の改定に伴う変更
10	2	2	0	0	14		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）				10	2	2	0	0	14		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧（令和3年3月）				諸基準類の改定に伴う変更
10	2	2	0	0							10	2	2	0	0	24		日本道路協会 舗装の長期補償制度に関するガイドブック（令和3年3月）				諸基準類の改定に伴う変更
10	2	2	0	0							10	2	2	0	0	25		日本道路協会 舗装種別選定の手引き（令和3年12月）				諸基準類の改定に伴う変更
10	2	8	1	3	1	3.適用規定	受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説 4－1．施工」（日本道路協会、平成28年12月）の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定および第3編 2－3－8 路側防護柵工、2－3－7 防止柵工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。				10	2	8	1	3	1	3.適用規定	受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧 4－1．施工」（日本道路協会、令和3年3月）の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定および第3編 2－3－8 路側防護柵工、2－3－7 防止柵工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。				諸基準類の改定に伴う変更
10	4	2	0	0	13		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）				10	4	2	0	0	13		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧（令和3年3月）				諸基準類の改定に伴う変更
10	4	2	0	0			日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集（平成3年7月）														項目削除	
10	4	2	0	0	16		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）				10	4	2	0	0	16		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧（令和3年3月）				諸基準類の改定に伴う変更
10	4	2	0	0							10	4	2	0	0	17		日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧（昭和45年4月）				諸基準類の改定に伴う変更
10	4	2	0	0							10	4	2	0	0	18		日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説（昭和59年4月）				諸基準類の改定に伴う変更
10	4	2	0	0							10	4	2	0	0	19		日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧（令和3年10月）				諸基準類の改定に伴う変更
10	5	2	0	0							10	5	2	0	0	18		日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧（昭和45年4月）				諸基準類の改定に伴う変更
10	5	2	0	0							10	5	2	0	0	19		日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説（昭和59年4月）				諸基準類の改定に伴う変更
10	5	2	0	0							10	5	2	0	0	20		日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧（令和3年10月）				諸基準類の改定に伴う変更
10	6	2	0	0	17		建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（平成24年3月）				10	6	2	0	0	17		建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（令和3年4月）				諸基準類の改定に伴う変更
10	7	3	6	3	1	3.防錆処理	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のために鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。				10	7	3	6	3	1	3.防錆処理	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。				諸基準類の改定に伴う変更
10	7	3	6	3	2		なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。				10	7	3	6	3	2		なお、施工方法に関しては監督員の承諾を得なければならない。				諸基準類の改定に伴う変更
10	8	2	0	0	9		日本道路協会 鋼道路橋設計便覧（昭和55年9月）				10	8	2	0	0	9		日本道路協会 鋼道路橋設計便覧（令和2年9月）				諸基準類の改定に伴う変更
10	8	2	0	0	14		日本道路協会 鋼道路橋の細部に関する資料集（平成3年7月）				10	8	2	0	0	14						項目削除
							日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧（令和3年10月）				10	8	2	0	0	22		日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧（令和3年10月）				諸基準類の改定に伴う変更
10	8	5	6	4	1	4.防錆処理	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のために鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。 これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。				10	8	5	6	4	1	4.防錆処理	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。				諸基準類の改定に伴う変更
											10	8	5	6	4	2		なお、施工方法に関しては監督員の承諾を得なければならない。				諸基準類の改定に伴う変更
10	10	2	0	0	7		日本道路協会 道路構造令の解説と運用（平成27年6月）				10	10	2	0	0	7		日本道路協会 道路構造令の解説と運用（令和3年3月）				諸基準類の改定に伴う変更